

出入国管理及び難民認定法の改定法の成立に強く抗議する会長声明

- 1 本年3月7日に政府が国会に提出した出入国管理及び難民認定法改定案は、本年6月9日に参議院本会議において可決され成立した（以下「本改定」という。）。

本改定は、外国籍者に対する人権侵害を更に深刻化し、収容の長期化を含むこれまでの入管法の問題点を何ら解決するものとなっていないことから、当会は、これを強く非難し、抗議する。

- 2 まず、本改定は、難民認定申請中は強制送還が停止されるという送還停止効について、3回目の難民認定申請以降は、原則適用せず送還を可能とするものとなっている。

これは、特に諸外国に比べ難民認定率が極めて低い日本において、本来難民として庇護されるべき者を迫害の受けるおそれのある地域に送還してはいけないという「ノン・ルフールマンの原則」（難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第33条第1項）に反するものである。

そして、送還停止効に制限を設けることは、難民申請者が、強制送還先で迫害や拷問等の被害に遭うことにより生命・身体等に危害が加えられ、取返しのつかない重大な結果を生じさせるおそれがあるといえ、許されない改定である。

- 3 次に、本改定では、日本における難民の認定基準を満たさない場合でも、紛争から逃れた人などを保護する補完的保護対象制度を創設した。

しかし、そもそも政府は、難民条約を狭く解釈し、例えば紛争から逃れてきた人たちは、同条約が規定する5つの迫害理由のいずれにも当たらないとしているが、同条約の解釈に関する国際的なガイドラインに従えば、紛争から逃れた人達を条約難民として保護することは十分に可能である。

紛争から逃れてきた者をはじめ、本来難民として認定すべき者を保護するためには、難民条約について政府の解釈を改め、適切な難民認定制度を設けることこそ必要である。これを怠り、新たな制度を設けることで、日本の抱える問題に背を向ける対応は、国際的な人権水準から求められる対応とは逆行するものであり、許容されるものではない。

- 4 また、長期収容を改善する方策であるとして「監理措置制度」が定められた。この制度のもとでは、監理人は、被監理人の生活状況等を主任審査官に届け出ることが義務付けられる。

監理人となる弁護士や支援者等に報告義務を課すことは、被監理者との間で

利益相反関係を生じさせるものであり、今まで入管収容問題に携わってきた弁護士や支援者等の活動を大きく委縮させる。

また、この制度を導入しても、監理人が現れない限り無期限収容が継続することになりかねず、長期収容の本質的な解決を図ることはできない。全件収容主義のもと、司法審査を経ることなく収容やその継続が可能で、かつ、収容期間の上限もないことに長期収容の根本の原因があるのであり、この収容制度を変えることこそ、長期収容問題の解決につながるものである。

- 5 当会は、本改定と同様の問題があった「出入国及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（令和3年2月19日国会提出）に対し、令和3年4月1日付で「出入国管理及び難民認定法改正法案に関する会長声明」を発売し、さらに、本改定の法案提出の各種報道を受け令和5年2月2日付で「出入国管理及び難民法改正案提出に関する会長声明」を発売しているところ、本改定は、ここで指摘した上記問題点がそのまま妥当するものである。

にもかかわらず、政府与党及び一部野党の賛成により本改定が行われたことに、当会は強く抗議する。

当会は、国会に対し、本改定を直ちに見直し、国際的な人権水準に沿うべく、全件収容主義を改め、収容やその継続に当たっての司法審査を導入し、収容期間の上限を設けるなどの抜本的な入管法改正を引き続き求める。

さらに、当会は、政府に対し、難民と認定すべき者を適切に難民と認定し、日本で家族を持つなど帰国できない事情を抱える者に在留特別許可を与えるなど、在留を認めるべき者に在留を認める適切な入管行政の実現を強く求める。

2023年（令和5年）9月12日

茨城県弁護士会

会長 望月直美